

山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公衆衛生の見地から、公衆浴場を営む者の行う施設改善事業を間接的に補助するため、予算の範囲内において、市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付に関し、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(間接補助事業等)

第2条 この補助金により、間接的に補助する対象となる「公衆浴場」及びその営業者の行う「施設改善事業」は、次の各号に定めるものとする。

(1) 公衆浴場 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、知事の許可を受けた施設であって、次のいずれにも該当するもの

ア 山梨県公衆浴場法施行条例(昭和41年山梨県条例第46号)第2条第1項に定める一般浴場

イ 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により、統制額の指定を受ける浴場

(2) 施設改善事業 次に定める公衆浴場の施設の破損等に伴う改善事業

ア 煙突

イ ボイラー

ウ バーナー

エ 配管

オ カラン

カ 浴槽

キ 洗い場

ク ろ過器

ケ 窓、ドア

コ 脱衣室、玄関

サ その他知事がとくに必要と認めたもの

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に対し、市町村が間接補助金を交付する事業とする。

(補助対象額)

第4条 補助対象額は、1浴場当たり100万円を限度として、市町村が間接補助事業に対し補助した額とする。ただし、間接補助金の額が間接補助事業に

要した額の2分の1を超える場合は、2分の1に相当する額とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象額に3分の2を乗じて得た額に相当する額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 補助金所要額調べ(第2号様式)

(2) 事業計画書(第3号様式)

(3) 当該事業に係る市町村の歳入歳出予算書の抄本

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の変更又は補助事業の内容の変更をしようとするときには、事業変更承認申請書(第4号様式)により知事の承認を受けること(1浴場当たり20%以内の減額変更は除く)。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 間接補助事業者(営業者)に対して、次の条件を付すこと。

ア 間接補助事業に要する経費の変更又は間接補助事業の内容の変更をしようとするときには、補助事業者(市町村)の承認を受けること(20%以内の減額変更は除く)。

イ 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、補助事業者(市町村)の承認を受けること。

ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又は間接補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに補助事業者(市町村)に報告してその指示を受けること。

エ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(実績報告書)

第8条 補助事業者(市町村)は、補助事業が完了したときには、実績報告書(第

6号様式)に次の各号に掲げる書類を添え、事業完了後1か月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 事業収支精算書(第7号様式)

(2) 事業報告書(第8号様式)

(3) 当該事業に係る市町村の歳入歳出決算見込書の抄本
(補助金の交付)

第9条 知事は、前条に定める報告により、事業の実績が補助金交付の決定の内容及び知事の付した条件に適合すると認めたときは、補助金を交付する。

(書類の経由)

第10条 この要綱において、知事に提出する書類は、当該市町村を管轄する保健所長(中北保健所峡北支所長を含む。)を経由すること。

付 則

平成5年3月30日一部改正、改正後の要綱は平成5年度の補助金から適用する。

附 則

平成18年4月1日一部改正、改正後の要綱は平成18年度の補助金から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度公衆浴場施設改善費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり標記事業を実施したいので、補助金 円
を交付されたく、山梨県補助金等交付規則第 4 条及び山梨県公衆浴場施設改善
費補助金交付要綱第 6 条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 補助金所要額調べ
- 2 事業計画書
- 3 当該事業に係る市町村の歳入歳出予算書の抄本

第2号様式(第6条関係)

補助金所要額調べ

公衆浴場名	総事業費	市町村 補助対象額	市町村 補助額	県 補助対象額	要県費 補助額
合計					

注1 「総事業費」欄には、間接補助事業に要する総事業費を記入すること。

注2 「市町村補助対象額」欄には、市町村の補助対象額を記入すること。

注3 「市町村補助額」欄には、市町村が交付決定した額を記入すること。

注4 「県補助対象額」欄には、次に掲げる額のうち、最も少ないものを記入すること。

(「市町村補助額」、100万円、「総事業費」の2分の1)

注5 「要県費補助額」欄には、「県補助対象額」に3分の2を乗じて得た額を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

事業計画書

公衆浴場名		営業者氏名	
所在地			
事業の目的・内容			
事業開始予定年月日			
事業完了予定年月日			
事業費	内 訳	規 格	金 額
	合 計		
工事請負先			
備 考			

注1 事業計画書は、1公衆浴場ごとに記入すること。

注2 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 設計図
- 2 工事見積書（写）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度公衆浴場施設改善事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業を次のとおり変更したいので、承認願いたく、山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱第7条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更事項

（添付書類）

変更部分について、変更前を黒書き、変更後を朱書きした第3号様式事業計画書に準ずる書類

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度公衆浴場施設改善事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業を次の理由により中止（廃止）したいので、承認願いたく、山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱第7条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度公衆浴場施設改善事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業を実施したので、山梨県補助金交付規則第 1 2 条及び山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 事業収支精算書
- 2 事業報告書
- 3 当該事業に係る市町村の歳入歳出決算見込書の抄本

第7号様式(第8条関係)

事業収支精算書

公衆浴場名	総事業費	市町村 補助対象額	市町村 補助済額	県 補助対象額	要県費 補助額
合計					

注1 「総事業費」欄には、間接補助事業に要する総事業費を記入すること。

注2 「市町村補助対象額」欄には、市町村の補助対象額を記入すること。

注3 「市町村補助済額」欄には、市町村が補助した額を記入すること。

注4 「県補助対象額」欄には、次に掲げる額のうち、最も少ないものを記入すること。

(「市町村補助済額」、100万円、「総事業費」の2分の1)

注5 「要県費補助額」欄には、「県補助対象額」に3分の2を乗じて得た額を記入すること。

第8号様式（第8条関係）

事業報告書

公衆浴場名		営業者氏名	
所在地			
事業の目的・内容			
事業開始年月日			
事業完了年月日			
事業費	内 訳	規 格	金 額
	合 計		
工事請負先			
備 考			

注1 事業報告書は、1公衆浴場ごとに記入すること。

注2 次に掲げる関係書類を添付すること。

- 1 精算設計書及び設計図
- 2 工事着手から竣工までの経過写真
- 3 工事請負契約書（写）